

平成 25 年 2 月 18 日

受益者の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「欧州金融ハイブリッド証券ファンド 2010-02」
信託終了（繰上償還） 予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、単位型証券投資信託「欧州金融ハイブリッド証券ファンド 2010-02」（以下「本ファンド」といいます）は、受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、平成 25 年 1 月末日現在の信託財産の純資産総額が、信託約款第 46 条第 1 項に定められた信託契約の解約の基準である純資産総額（5 億円）を下回る 453,840,054 円となり、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況となりました。

弊社と致しましては、このまま運用を継続するよりも、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断を致しました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒、ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ① 受益者の確定 | 平成 25 年 2 月 18 日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 25 年 2 月 18 日～平成 25 年 3 月 11 日 |
| ③ 書面による決議の日 | 平成 25 年 3 月 13 日 |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 25 年 4 月 19 日 |

本書面による議決権の行使については、平成 25 年 2 月 18 日時点の受益者を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 25 年 4 月 19 日をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆さまにお支払い致します。

また、前記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本議案が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆さまにお知らせ致します。

2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成 25 年 3 月 11 日までに下記宛にご送付ください。平成 25 年 3 月 11 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成されたものとさせていただきます。

〔送付先〕

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号 日比谷ダイビル
アムンディ・ジャパン株式会社 企画本部 商品業務部
信託終了に関する議決権行使書面受付窓口

〔ご注意事項〕

同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されたものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本議案が可決された場合において、信託終了（繰上償還）に反対された受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます（信託終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託終了（繰上償還）の決議において反対した受益者の皆さまにあらためてご案内させていただきます）。

また、信託終了（繰上償還）の決議において反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、議決権の行使期間中・買取期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

買取請求の手続き

- ① 買取請求受付期間 平成 25 年 3 月 14 日～平成 25 年 4 月 2 日
- ② 委託会社より信託の終了（繰上償還）の決議に反対した受益者に対し「買取請求のご案内」および「投資信託受益権買取請求書」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を經由して受託銀行へ買取請求必要書類を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類の受理
- ⑦ 当該信託財産による買取の実行
- ⑧ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込み

前記の買取請求は、信託終了（繰上償還）の決議に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（前記⑥）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります）。

買取代金につきましては、受益者にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込み致します。なお、振込手数料は受益者負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます（当該郵送費につきましても受益者負担となります）。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

このお知らせに関するお問合せ先：

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話 0120-202-900（フリーダイヤル）

（平成25年2月18日から平成25年3月11日までの各営業日の9:00～17:00）

以 上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項
単位型証券投資信託「欧州金融ハイブリッド証券ファンド 2010-02」（以下「本ファンド」といいます）は平成 22 年 2 月 8 日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、平成 25 年 1 月末日現在、本ファンドの信託財産の純資産総額が、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である純資産総額（5 億円）を下回る 453,840,054 円となり、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況となったことから、弊社では可及的速やかに本ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって最善であるとの判断を致しました。
2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
平成 25 年 4 月 19 日
3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件特にございませぬ。
4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実特にございませぬ。

損 益 計 算 書

欧州金融ハイブリッド証券ファンド2010-02

(210001) 平成 24 年 9 月 8 日から
平成 24 年 12 月 7 日まで
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	0
配当株式	0
受取利息	145
有価証券売買等損益	96,764,606
派生商品取引等損益	0
為替差損益	-37,972,070
経過差益	0
その他収益	0
収 益 合 計	58,792,681
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	67,844
委託者報酬	1,356,836
その他費用	12,888
費 用 合 計	1,437,568
当期純利益	57,355,113
解約に伴う当期純利益分配額	0
調整後当期純利益	57,355,113
期首欠損金	23,870,555
当期欠損金減少額	283,665
（一部解約に伴う欠損金減少額）	(283,665)
（追加信託に伴う欠損金減少額）	(0)
当期欠損金増加額	-
（一部解約に伴う欠損金増加額）	(-)
（追加信託に伴う欠損金増加額）	(-)
分配金	7,363,322
期末剰余金	26,404,901